

佐賀県告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

- (一) 伊万里都市計画道路 三・三・二号 二里黒川線
- (二) 伊万里都市計画道路 三・三・三号 大坪木須線

二 都市計画を定める土地の区域

- (一) 伊万里都市計画道路 三・三・二号 二里黒川線
 - ア 追加する部分 伊万里市松島町字搦地内
 - イ 削除する部分 なし
- (二) 伊万里都市計画道路 三・三・三号 大坪木須線
 - ア 追加する部分 伊万里市松島町字搦、字六本松及び字一本松地内
 - イ 削除する部分 伊万里市木須町字戸渡島、字古戸渡島及び字辺古島並びに松島町字搦、字六本松及び字一本松地内